

特定建設作業の届出について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって、政令で定められているものです。特定建設作業を行う場合には、当該作業の開始日の7日前までに各市町村に届出が必要となります。

ただし、当該作業が開始日に完了するものについては、届出は不要です。

特定建設作業の種類

・騒音（騒音規制法第2条、施行令第2条 別表第2）

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（ <u>一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの</u> （※）を除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（ <u>一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの</u> （※）を除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（ <u>一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの</u> （※）を除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

※「一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの」については、国土交通省ホームページ（下記URL）に機械一覧が掲載されております。

（URL：http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html）

・振動（振動規制法第2条、施行令第2条 別表第2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

届出時に必要なもの(2部提出)

- ・特定建設作業実施届
- ・作業場付近の見取図
- ・工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）

事業場内特定作業（岐阜県公害防止条例第55条）

事業場内特定作業とは、著しい騒音を発生する作業であって規則で定めるものをいいます。これを実施する場合は、当該特定作業の開始の日の30日前までに、各市町村に所定の届出が必要となります。

（施行規則第24条 別表第14）

1	板金又は製かん作業（厚さ0.5ミリメートル以上の金属板を加工する事業場内の作業に限る。）
2	鉄骨又は橋りょう組立作業（建築の現場の作業以外の作業であって事業場内のびょう打ちに限る。）
3	チェーンソーを使用する作業（事業場内の作業に限る。）

届出時に必要なもの(2部提出)

- ・事業場内特定作業実施届
- ・作業場付近の見取図
- ・工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）

様式(ダウンロード先URL)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index3.html>(騒音・条例)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index4.html>(振動)

特定建設作業、事業場内特定作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

(1) 騒音規制法関係

規制種別	地域区分	
	①	②
基準値	85dB	85dB
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当りの作業時間	10時間／日を超えないこと	14時間／日を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	日曜日その他の休日ではないこと

(注) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(2) 振動規制法関係

規制種別	地域区分	
	①	②
基準値	75dB	75dB
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当りの作業時間	10時間／日を超えないこと	14時間／日を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	日曜日その他の休日ではないこと

(注) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

備考

1 地域区分の①とは、指定地域のうちで次に該当する区域。

騒音規制法に基づく区域の区分が第1～3種区域である地域、もしくは第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内。

地域区分の②とは、指定地域のうち、前期に掲げる区域以外の区域。

2 事業場内特定作業の騒音又は振動の基準は、岐阜県公害防止条例(騒音規制法)の特定工場等に係る騒音の規制基準を準用する。